

別表(第2条関係)

補助対象事業	補助対象費目	補助対象経費	補助額
(1) 集客イベント重点支援事業	報償費	警備員・交通整理員等団体等構成員以外への謝礼等	補助対象経費の2分の1以内 ただし、参加型イベントの場合は想定参加者数、集客型イベントについては想定集客人数に応じて、下記の額を上限とする。 <参加型> 100人未満 100,000円 100人以上 300人未満 300,000円 300人以上 500人未満 500,000円 500人以上 700,000円 <集客型> 3,000人未満 300,000円 3,000人以上 10,000人未満 500,000円 10,000人以上 20,000人未満 1,000,000円 20,000人以上 1,800,000円
	消耗品費	イベントに要する消耗品等に係る費用	
	食料品費	講師・ボランティアスタッフ等団体等構成員以外に支給する飲料・食料品費等	
	印刷製本費	チラシ・ポスター、パンフレット等の印刷製本に係る費用	
	通信運搬費	イベントに要する切手等購入費	
	広告宣伝費	イベントに要する広告料等	
	旅費	研修、視察等イベント実施に効果のある旅行に要する交通費及び宿泊費等	
	手数料	イベントに係る手続き、口座振込等に要する手数料	
	保険料	イベントにおける保険等加入に係るもの	
(2) 二次交通対策事業	委託料	イベントの運営、警備等に係る委託料	補助対象経費の2分の1以内
	報償費	警備員・交通整理員等団体等構成員以外への謝礼等	
	消耗品費	事業に要する消耗品等に係る費用	
	印刷製本費	チラシ・ポスター、パンフレット等の印刷製本に係る費用	
	通信運搬費	事業に要する切手等購入費	

	広告 宣伝 費	事業に要する広告料等	
	旅費	研修、視察等事業実施に効果のある旅行に要する交通費及び宿泊費等	
	手数料	事業に係る手続き、口座振込等に要する手数料	
	保険料	事業における保険等加入に係るもの	
	委託料	事業の運営、警備等に係る委託料	

注 事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。旅費については「長門市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 53 号）」及び「長門市職員等の旅費に関する施行規則（平成 17 年 3 月 22 日規則第 55 号）」を基に算定する。